

奈良県告示第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、中
方土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ
た。

令和元年五月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	喜多 千代治	天理市九条町一三九
〃	大封 保	〃 九〇
〃	上田 博道	〃 一二〇
〃	喜多 定夫	〃 八三
〃	畑中 光二	〃 九六
監事	上田 義秀	〃 六七―二
〃	今井 繁	〃 六八

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	田中 和義	天理市九条町一九七―一
〃	大封 雅史	〃 一四一
〃	森口 昌紀	〃 一三一
〃	田中 誠義	〃 東井戸堂町二〇―二
〃	畑中 明彦	〃 九条町一二八
監事	喜多 敏夫	〃 一二四
〃	松岡 俊行	〃 一二一―一